

弁償を要する資料汚破損の基準

対 象：図書館資料

対象外：付録（ただし、付録がないと、図書等の利用に際して、意味をなさない場合はこの限りではない。）、ケース

1 印刷資料の弁償の基準

	対象	状態
(1)	水濡れ・飲食物等の染み	① 歪み又は波打ちが生じ、本を閉じた状態でも目視で確認できる場合 ② お茶、コーヒー等飲食物による染みなどの汚れが生じた場合 ③ 飲食物や糊等の付着によりページが接着した場合、接着を剥がしたことにより文字や図画、ページ等が欠損した場合 ④ カビが発生した場合
(2)	資料の一部の汚破損	① 破れ、切り取りが生じた場合（除外：文字等にかかっていず、糊等による修理で現状に復することができる場合） ② ページの欠損が生じた場合（除外：糊等による修理で現状に復することができる場合） ③ タバコ等による焦げ跡が残った場合 ④ 文字や図画等の読み取りに困難が生じる場合 ⑤ 血液、唾液、食べこぼし、ペットの糞尿等衛生面から問題があると思われる汚れが付着している場合
(3)	書き込み	① ボールペン・クレヨン・マーカー等消すことが困難な筆記用具による落書きやアンダーライン等の書き込みがある場合 ② 鉛筆等消すことが可能な筆記用具であっても筆圧等が強く、消した後にも読み取りが困難な場合、痕跡が残る場合、 ③ 消すことにより、文字や図画等に色褪せが生じた場合
(4)	噛み跡	① 噛み跡や傷が生じた場合 ② 噛んだことによる破損
(5)	異物の挟み込み	毛髪等衛生上問題のあるものが挟み込まれていた場合
(6)	臭い	図書除菌器や2日間の陰干しで臭いがとれない場合

2 CD・DVD等の弁償の基準

	対象	状態
(1)	汚破損	① ひびが入る、割れるなど、形状が元の状態でない場合 ② きず・汚れ等により再生に支障が生じた場合（除外：研磨等により再生可能となった場合）
(2)	書き込み	① 書き込みにより再生に支障が生じた場合（除外：消すことにより再生可能となった場合）
(3)	変換、滅失	① 元の内容を変換・滅失したとき

3 その他

免除規定に該当する場合であっても、同一年度内に、繰り返した場合